

## 第1節 山口県食品ロス削減推進計画

### 1 趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことを指し、日本で排出される食品由来の廃棄物のうち、約612万トン（平成29年度（2017年度））が食品ロスと推計（農林水産省及び環境省）されています。この量は、国民1人1日当たり約132グラム（茶碗約1杯のご飯の量）に相当し、日本の年間コメ消費量に匹敵します。

食品ロスの削減は、国際連合で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）のターゲットの1つとして、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること」等が盛り込まれるなど、関心が高まっています。

国では、平成30年（2018年）6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、「家庭系食品ロス量については、2030年度を目標年次として、2000年度の半減」とする目標が設定されました。

また、令和元年（2019年）7月の食品リサイクル法に基づく新たな基本方針においても、「事業系の食品ロス量について、2000年度比で2030年度までに半減」とする目標が設定されました。

さらに、令和元年（2019年）10月に、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行され、同法第12条で、県に対して「食品ロス削減推進計画」を策定するよう求めています。

このため、県内の食品ロスの削減を一層推進することを目的に「山口県食品ロス削減推進計画」を策定することとしました。

### 2 位置づけ

この計画は、食品ロス削減推進法に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する都道府県食品ロス削減推進計画として位置づけます。

また、この計画は、「山口県循環型社会形成推進基本計画」、「第3次やまぐち食育基本計画<sup>102</sup>」等と調和を図ります。

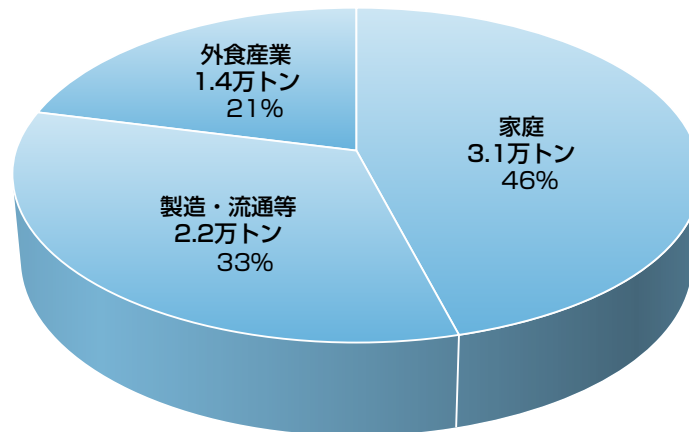
### 3 計画期間

「山口県循環型社会形成推進基本計画」（第4次計画）にあわせ、令和3年度（2021年度）から、令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

#### 4 本県における食品ロスの現状

平成29年度（2017年度）に県内で発生している食品由来の廃棄物等は、年間約28万トンで、このうち、約6.7万トンが食べられるにもかかわらず廃棄された食品ロスと推計されます。

その内訳は、家庭からの発生が約3.1万トン（46%）、食品製造や流通段階が約2.2万トン（33%）、外食産業が約1.4万トン（21%）であり、家庭からの発生が約5割を占めます。



（出典）平成29年度推計値（環境省）から試算

図6-1-1 山口県の食品ロスの発生状況（H29）

#### 5 基本方針

食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、食品ロスが発生していることから、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携・協力し、社会全体で食べ物を無駄にしない意識（もったいないのこころ）の醸成を図るなど、全県的な取組を推進し、食品ロスの削減を進めます。

なお、食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化）するよう努めます。

#### 6 目標

本計画の目標は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年（2020年）3月）を踏まえ、「令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で、県内で発生する食品ロス量を半減させる」とします。

表6-1-1 家庭系食品ロスと事業系食品ロスの発生状況と目標（山口県）

	H12		H29		R12（目標）
家庭系食品ロス	5.2万トン	▷	3.1万トン	▷	2.6万トン
事業系食品ロス	6.6万トン		3.6万トン		3.3万トン

## 7 推進施策

食品ロスの削減を進めるため、県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成される「山口県食品ロス削減推進協議会」と連携・協働し、全県的な取組を推進します。

### (1) 「やまぐち3きっちよる運動」の推進

県は、県民運動として、“おいしく、ぜんぶ、たべちゃろう”を合言葉に「やまぐち食べきっちよる運動」を展開しています。これに加え計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきっちよる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きっちよる運動」による「やまぐち3きっちよる運動」を推進し、食品ロスの削減を図ります。

### (2) 普及啓発、環境学習及び環境教育の推進

県は、エシカル消費<sup>103</sup>の普及啓発を推進するなど、消費者自らがエシカル消費を実践できる環境づくりに取り組みます。

また、食べられるにもかかわらず廃棄される食品を引き取り、子ども食堂<sup>104</sup>や社会福祉施設等へ届けることで、「もったいない」を「ありがとう」に変えるフードバンク活動を消費者等に理解してもらうため、「もったいないのこころ」をテーマとした県オリジナルの冊子を活用した環境学習や環境教育を充実させ、全県的な食品ロス削減の機運醸成を図ります。

### (3) 未利用食品を有効に活用するための活動の拡大・定着

県は、県内各地の食品製造業者等が未利用食品をフードバンクに寄贈する流れを生み出すため、在庫・賞味期限・保管場所などを効率的に一元管理するシステムを利用して寄贈食品の安心・安全を確保するとともに、未利用食品をフードバンクに寄贈する際の輸送等の課題への対応策などを検討します。

### (4) 食品関連事業者等の取組に対する支援

県は、県内で営業する旅館、ホテル等の宿泊施設、飲食店を対象とした「やまぐち食べきり協力店」への登録制度や、フードバンクへ食品を寄贈する食品関連事業者等に対する登録制度により、事業者名の公表によるインセンティブを与えること等で、食品ロス削減に取り組む事業者の取組の認知度向上を図ります。

### (5) 情報の収集及び調査・研究の推進

県は、先進的な取組や優良事例等を収集し、ウェブサイトやSNS等を通じた幅広い世代への情報発信に努めます。

また、食品関連事業者等に対して、食品ロスの発生状況などの調査を行い、その有効利用方法等について検討します。

## 8 各主体に求められる役割と行動

食品ロスは、消費者及び食品関連事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組む必要があります。食品ロスの削減を推進するためには、各主体が食品ロスの状況と削減の必要性の理解に努め、自主的かつ積極的な取組が期待されます。

消費者、食品関連事業者、消費者団体・NPO<sup>105</sup>、行政の各主体は以下のような役割を担います。

### (1) 消費者

消費者に求められる役割と行動（エシカル消費の実践）は次のとおりです。

- ・ やまぐち3きっちよる運動への協力
- ・ 食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用
- ・ 食べきれる量の注文
- ・ おいしい食べきりを呼びかける「3010運動<sup>106</sup>」の実践
- ・ 食品の期限表示を正しく理解し使用時期を考慮して購入（手前取り、見切り品の購入）
- ・ フードバンク活動への理解及びフードバンクポスト<sup>107</sup>やフードドライブ<sup>108</sup>を活用した災害時用備蓄食料の入替時等における未利用食品の寄贈

### (2) 食品関連事業者

食品関連事業者に共通して求められる役割と行動は次のとおりです。

- ・ 消費者に対する自らの食品ロス削減の取組の情報提供や啓発の実施
- ・ サプライチェーンでのコミュニケーションの強化
- ・ 包装資材に傷や汚れがあるが、品質に異常がない商品の販売（輸送や保管に支障がある場合を除く）
- ・ フードバンク活動への理解、未利用食品の寄贈

食品製造業者等に個別に求められる役割と行動は次のとおりです。

#### ① 食品製造業者

- ・ 原料の無駄のない利用、製造・出荷工程における適正管理・鮮度保持
- ・ 製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長
- ・ 年月表示化など、賞味期限表示の大括り化
- ・ 食品の端材や形崩れ品の有効活用

#### ② 食品卸売・小売業者

- ・ 納品期限の緩和（商習慣の見直し）
- ・ 季節商品の予約制等、需要に応じた販売の工夫
- ・ 売り切りの取組（小分けや少量販売、値引き、ポイントの付与等）

#### ③ 外食事業者等（レストランや宴会場のあるホテル等を含む）

- ・ やまぐち食べきり協力店の登録
- ・ 天候や日取り等を考慮した仕入れ、小盛メニューや消費者の要望に応じた量の調節
- ・ おいしい食べきりを呼びかける「3010運動」の実施

#### ④農林水産物生産者

規格外や未利用の農林水産物の有効活用（新たな販路開拓、商品開発等）

#### (3) 事業者（食品関連事業者、農林水産物生産者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行います。また、災害時用備蓄食料の入替時におけるフードバンクへの寄贈など有効活用に努めます。

#### (4) 消費者団体・NPO

消費者団体、NPO等の関係団体は、そのネットワークや実績等を活用し、食品ロスの削減に関する普及啓発を積極的に進め、多様な関係者とも連携した取組を推進していきます。

#### (5) 行政

##### ①県の役割

全県的な食品ロス削減に向け、率先して、消費者、事業者、関係団体等との連携を強化し、食品ロス削減の機運の醸成や普及啓発事業などを展開します。

##### ②市町の役割

市町は、国の基本方針及び本計画を踏まえ、当該市町の域内における食品ロス削減推進計画（食品ロス削減推進法第13条の規定に基づく計画）の策定に努めます。

また、地域住民等へのエコクッキング<sup>109</sup>や出前講座などの普及啓発及び関連施策の実施など、積極的な取組に努めます。

## 9 計画の推進体制、進行管理

### (1) 推進体制の整備

県は、消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成する「山口県食品ロス削減推進協議会」において意見交換を行い、得られた意見等を県の施策に反映させるよう努めます。

### (2) 計画の進行管理

県は、目標の達成状況等を適切に把握し、その結果を県のホームページなどに掲載・公表することで、広く県民、事業者等への情報提供に努めます。

### (3) 計画の見直し

今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法など関係法令の改正などがあった場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

## 第2節 山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画

### 1 背景と目的

本県では、ダイオキシン類削減対策、焼却残さの高度処理対策、リサイクルの推進等を踏まえた上で、市町が連携、協力し、広域的なごみ処理体制を確立するための指針として「山口県ごみ処理広域化計画<sup>110</sup>」（平成11年（1999年）3月）を策定しました。この計画に基づき、産学公の連携により、平成14年度（2002年度）から県下全域を対象としたごみ焼却灰等のセメント原料化システムを構築し、広域的なごみ処理体制を継続してきたことで、最終処分量は減少し、全国トップクラスのリサイクル率を維持しています。

また、平成18年度（2006年）以降、ごみ処理広域化の取組を「山口県循環型社会形成推進基本計画」に位置づけ、ごみ焼却施設やし尿処理施設の集約化等、一定の成果を上げています。

平成31年（2019年）3月、国は「持続可能な適正処理の確保に向けた処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（通知）を発出し、その中で、これまで経験したことのない人口減少・高齢化が進行しつつあり、人口減少社会への対応や様々な規模及び種類の災害への対策の強化など、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があることから、県に対して、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定するよう求めています。

本県の多くの市町等では、国の通知を踏まえて、持続可能な適正処理の確保に向けた取組が検討されています。今後、県と市町が連携・協力し、安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制の構築を推進するため「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」を策定することとしました。

### 2 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

### 3 広域ブロックの区割りと概況

山口県ごみ処理広域化計画においては、本県の地域性やこれまでの地域ブロックとの整合から、表6-2-1に示す7つの広域ブロック（岩国、柳井、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）を設定しています。

表6-2-1 広域ブロックの区割りと概況

広域ブロック	構成市町	人口（人） （H30）	面積（km <sup>2</sup> ） （R元.10.1）	ごみ総排出量 （トン／年）（H30）
岩国	岩国市、和木町	142,100	884.3	47,326
柳井	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町	78,345	397.8	29,048
周南	下松市、光市、周南市	252,773	837.8	87,359
山口・防府	山口市、防府市	308,856	1,212.6	113,977
宇部・小野田	宇部市、美祢市、山陽小野田市	253,435	892.4	91,449
下関	下関市	264,220	716.1	99,068
長門・萩	萩市、長門市、阿武町	85,588	1,171.6	31,089
合計		1,385,317	6,112.5	499,316

注）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## 4 広域化・集約化の状況及び現在の一般廃棄物処理体制

本県のごみ焼却施設、最終処分場及びし尿処理施設等は、山口県ごみ処理広域化計画に基づき、表6-2-2のとおり、広域化・集約化を進めてきました。リサイクル関連施設は、容器包装リサイクル法等の整備に伴うリサイクルの推進により、施設数が増加しています。

表6-2-2 ごみ焼却施設等の施設数の推移

施設の種類	H10.3	H16.3	R2.4
ごみ焼却施設（灰溶融固化施設 <sup>111</sup> を含む）・ごみ燃料化施設 <sup>112</sup>	21	20	14
最終処分場	49	48	38
し尿処理施設・コミュニティプラント <sup>113</sup> ・汚泥再生処理センター <sup>114</sup>	22	23	17
リサイクル関連施設*	23	39	42

\*粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ、リサイクルセンター<sup>115</sup>、その他の資源化等の施設（廃棄物運搬中継施設、廃棄物中間処理施設、ストックヤード<sup>116</sup>）など

このうち、「山口県循環型社会形成推進基本計画」（第3次計画）の計画期間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））における広域化・集約化の実施状況は以下のとおりです。

### ①ごみ焼却施設

- ・サンライズクリーンセンター（岩国市）の新設に伴い、岩国市及び和木町のごみ処理を開始（平成31年（2019年）4月）
- ・周陽環境整備センターを廃止し、周南地区衛生施設組合（恋路クリーンセンター）において周南市熊毛地区のごみ処理を開始（平成31年（2019年）4月）

### ②し尿処理施設

- ・旧下関市及び豊浦・大津環境浄化組合による処理を下関市環境部彦島工場に集約（平成29年（2017年）4月）
- ・岩国市にしきクリーンセンターを廃止し、岩国市みすみクリーンセンターに集約（平成30年（2018年）4月）

この結果、令和2年（2020年）4月1日現在の各ブロックにおける一般廃棄物処理施設等の設置状況は別記のとおりであり、その概要は以下のとおりです。

## (1) 一般廃棄物処理施設

### ①ごみ焼却施設

ごみ焼却施設が11施設あり、処理能力は、1,765トン／日です。このうち、ごみ焼却施設の余熱利用として発電を実施しているものが7施設あります。

### ②ごみ燃料化施設

メタンガス化施設（廃棄物系バイオマスをメタン発酵させ、バイオガスを回収する施設）、ごみ固形燃料化（RDF）施設、BDF施設（廃食用油をバイオディーゼル燃料として再生する施設）が各1施設あり、処理能力は79.6トン／日です。

### ③粗大ごみ処理施設

粗大ごみを対象に破碎、圧縮等の処理及び有価物の選別を行う施設が11施設あり、処理能力は342トン／日です。

④リサイクルプラザ・センター

廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進めるとともに、3Rの普及啓発等を行うための施設が18施設あり、処理能力は約386トン／日です。

⑤その他の資源化等の施設

①～④以外の資源化等の施設が12施設あり、処理能力は約85トン／日です。

(2) 最終処分場

最終処分場（埋立処分地）が37施設あり、全体容量は約3,712千m<sup>3</sup>、残存容量は約1,024千m<sup>3</sup>（平成30年度末（2018年度末）現在）です。残存容量と最終処分量から推計される県全体としての残余年数は、約33年分です。

(3) し尿処理施設及びコミュニティプラント

し尿処理施設等が17施設あり、処理能力は約2,900kL／日です。

5 人口及び総排出量等の将来予測

(1) 将来の人口及びごみ総排出量

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口」（平成30年（2018年）推計）の市町別データを基本とし、この予測に市町ごとの1人1日当たりごみ排出量（平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までの平均）を乗じたごみ総排出量の将来予測結果は、図6-2-1に示すとおりです。

平成30年度（2018年度）の計画収集人口は、約138.5万人ですが、本計画期間の最終年度である令和12年度（2030年度）には、約1割減の約123.0万人、ごみ総排出量は、平成30年度（2018年度）実績の約499千トンに対して、令和12年度（2030年度）には445千トンとなる見込みです。

また、20年後の令和22年度（2040年度）には、平成30年度（2018年度）実績と比較して、計画収集人口及びごみ総排出量は約2割減少し、それぞれ110.0万人と398千トンになる見込みです。

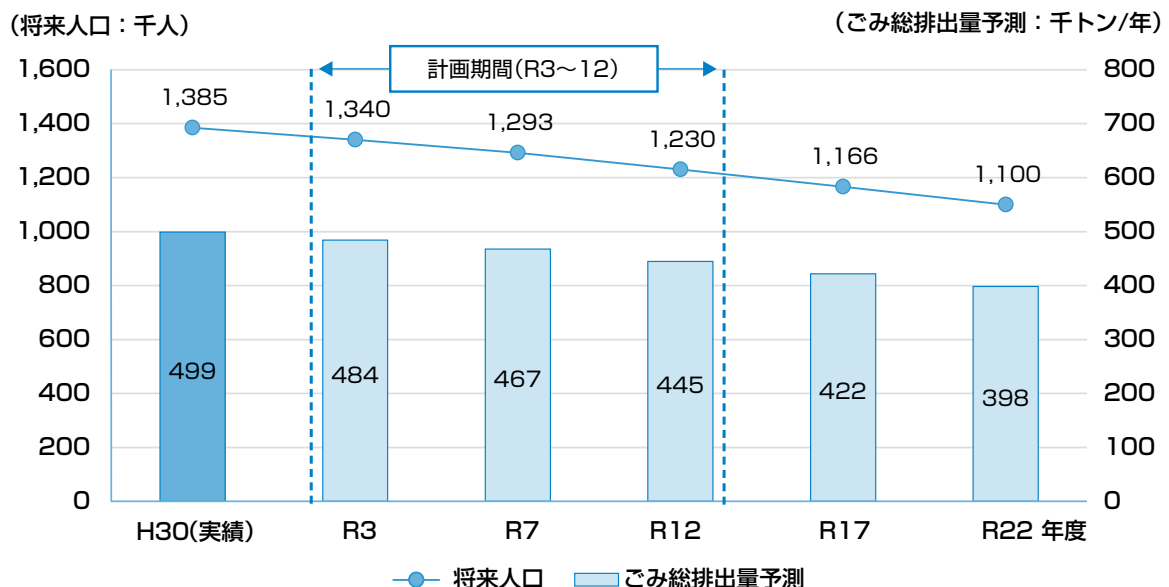


図6-2-1 将来人口及びごみ総排出量の将来予測結果



なお、広域ブロック別の将来人口及びごみ総排出量の将来予測結果は、表6-2-3及び表6-2-4のとおりです。

表6-2-3 広域ブロック別の将来人口予測結果

(千人)

広域ブロック	年度	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国		142	134	127	119	111	103
柳井		78	74	69	63	58	53
周南		253	243	236	226	215	204
山口・防府		309	311	308	303	296	288
宇部・小野田		253	247	239	228	216	204
下関		264	252	241	226	211	196
長門・萩		86	79	73	66	59	52
全県合計		1,385	1,340	1,293	1,230	1,166	1,100
	対H30年比	-	97%	93%	89%	84%	79%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表6-2-4 広域ブロック別のごみ総排出量の予測結果

(千トン/年)

広域ブロック	年度	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国		47	44	42	39	36	33
柳井		29	28	26	24	22	20
周南		87	83	81	77	74	70
山口・防府		114	114	113	112	109	106
宇部・小野田		91	91	88	84	80	76
下関		99	95	91	85	79	74
長門・萩		31	29	27	24	22	19
全県合計		499	484	467	445	422	398
	対H30年比	-	97%	94%	89%	84%	80%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (2) 将来のごみ焼却処理量

将来のごみ焼却処理量の広域ブロック別の予測結果は、表6-2-5のとおりです。

ごみ焼却処理量は、ごみ総排出量の約8割に相当し、平成30年度（2018年度）実績で約400千トン／年ですが、本計画期間の最終年度である令和12年度（2030年度）は、約1割減の約356千トン／年となる見込みです。

また、20年後の令和22年度（2040年度）には、平成30年度（2018年度）実績と比較して、約2割減の319千トン／年となる見込みです。

表6-2-5 広域ブロック別のごみ焼却処理量の予測結果

(千トン／年)

広域ブロック	年度	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国		36	35	33	31	29	27
柳井		24	22	21	19	18	16
周南		66	67	65	62	59	56
山口・防府		92	92	91	89	87	85
宇部・小野田		72	73	70	67	64	60
下関		84	76	72	68	63	59
長門・萩		24	23	21	19	17	15
全県合計		400	388	374	356	338	319
対H30年比		-	97%	93%	89%	84%	80%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (3) ごみ焼却施設の処理能力に対する比率

ごみ焼却処理施設の広域化・集約化の検討に当たって、現行のごみ焼却施設の処理能力に対する年間のごみ焼却処理量の予測結果を表6-2-6に示します。

平成30年度（2018年度）には、施設能力の約87%に相当する焼却処理を実施していますが、令和12年度（2030年度）には約78%、令和22年度（2040年度）には約69%になると見込まれ、山口・防府、宇部・小野田ブロックを除き、施設の処理能力の余力が大きくなると予測されます。

一方、公共の廃棄物処理施設は、災害廃棄物<sup>\*</sup>を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点であり、災害に備えた広域的な連携体制を確保する観点から、ある程度の余力を保つ必要があります。

<sup>\*</sup>平成21年（2009年）7月の中国・九州北部豪雨  
 山口市及び防府市から発生した7,640トンの災害廃棄物のうち1,234トンを市焼却施設で処理  
 平成30年（2018年）7月豪雨  
 県東部（岩国市、周南市、光市、周防大島町、下松市）で10,620トンの災害廃棄物が発生

表6-2-6 広域ブロック別のごみ焼却施設の処理能力に対する  
ごみ焼却処理量の予測結果の比率

(トン/日)

広域ブロック	年度	H30 (実績)	R3	R7	R12*	R17	R22*	現行の施設 処理能力
岩国		140	134	128	120 (75%)	111	103 (64%)	160
柳井		94	86	81	74 (46%)	68	62 (39%)	160
周南		254	256	249	238 (72%)	227	216 (65%)	330
山口・防府		356	352	349	343 (93%)	336	327 (88%)	370
宇部・小野田		278	280	271	258 (90%)	246	232 (81%)	288
下関		324	292	279	261 (75%)	244	227 (65%)	350
長門・萩		93	90	83	74 (69%)	66	59 (55%)	107
全県合計		1,539	1,491	1,438	1,369	1,298	1,225	1,765
現行の施設処理 能力に対する比率※		(87%)	(84%)	(81%)	(78%)	(74%)	(69%)	-

※ ( ) 内の比率は、H30年度の全連続運転している全体的のごみ焼却炉の平均稼働日数(260日)から算出  
注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## 6 広域化・集約化の方向性

ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を図ることで、人口減少等によるごみ処理量減少への対応、ごみ処理事業に係るコスト縮減、災害対策の強化等が期待されます。

### (1) ごみ処理施設の集約化の方向性

令和12年度(2030年度)には、県内のごみ焼却施設11施設のうち、稼働年数が30年以上となる施設が5施設となる見込みです。これらの老朽化のごみ焼却施設については、延命化や長寿命化を図りつつ、焼却が必要な一般廃棄物を適正に処理できるよう広域化・集約化を踏まえた計画的な更新等を進めていく必要があります。

また、その際には、地球温暖化対策の観点から、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入で得られるエネルギーの有効活用により、化石燃料起源の二酸化炭素の排出抑制を図ります。

さらに、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター<sup>117</sup>」の整備を進め、生じた電力や熱を地域で利活用することで脱炭素化、売電収入等が期待されます。

なお、広域化・集約化によるごみの収集範囲の拡大により、収集運搬経費が増加する可能性もあることから、中継施設の設置及び大型運搬車の導入による収集運搬の効率化の検討等を含め、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図る必要があります。

## (2) 今後の施設整備計画

既存の施設の計画的かつ効率的な維持管理及び設備の更新により、延命化・長寿命化を図る基幹的設備改良<sup>118</sup>等が計画されています。

- ①下関市：ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設の基幹的設備改良
- ②宇部市：ごみ焼却施設の基幹的設備改良
- ③周東環境衛生組合：ごみ焼却施設及びし尿処理施設の新設又は基幹的設備改良

## (3) し尿処理施設の集約化の方向性

し尿の総排出量は、処理人口の減少に伴って減少することが予測されます。そのため、し尿処理施設については、各市町の一般廃棄物処理基本計画等に準じて、下水道処理や集約化等を進めます。

## (4) ごみ処理の広域化（広域ブロックの区割り）の方向性

一般廃棄物の処理施設等は、これまでの広域化・集約化の状況、現行の処理体制、将来のごみの総排出量の予測、さらには、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理や地球温暖化対策への取組等を踏まえて、令和12年度（2030年度）までは、現行の広域ブロックの区割りを維持し、市町等の施設整備計画を進めることとします。

しかし、令和12年度（2030年度）以降は、現行の施設処理能力の余力が大きくなることや老朽化したごみ処理施設の更新が迫っていること等を踏まえ、広域ブロックの区割りの見直しを検討する必要があります。

このため、本計画期間内に、山口県廃棄物広域対策協議会<sup>119</sup>及び7ブロックの地区協議会において、持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討を実施します。

## 7 計画の進行管理、見直し

県は、県内のごみ処理状況やし尿処理状況、一般廃棄物処理施設の設置状況等を適切に把握します。また、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化が適切かつ効率的に行われるよう、市町に対して助言を行うとともに、具体的な検討が行われるよう市町等間の調整を行います。

なお、計画期間中に国の動向、県又は市町等の関連計画の改定や人口減少の影響等により、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の再構築の必要性が出た場合は、必要に応じて、本計画の見直しを図ります。

各広域ブロックにおける廃棄物処理体制  
(令和2年(2020年)4月1日現在)

1 一般廃棄物処理施設

①ごみ焼却施設

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (トン/日)	発電出力 (kW)	稼働 開始年
岩国	サンライズクリーンセンター	全連続	160	3,900	H31
柳井	周東環境衛生組合清掃センター	全連続	138		S61
	周防大島町清掃センター	機械バッチ	22		H10
周南	恋路クリーンセンター	全連続(流動床)	330	1,980	H7
山口・防府	防府市クリーンセンター	全連続	150	3,600	H26
	山口市清掃工場	全連続	220	3,600	H10
宇部・小野田	宇部市環境保全センター	全連続	198	4,000	H14
	山陽小野田市環境衛生センター	全連続	90		H27
下関	下関市奥山工場	全連続	180	3,180	H14
			170	3,600	H28
長門・萩	萩・長門清掃工場(はなもゆ)	全連続	104	60	H27
	萩市見島ごみ焼却場	固定バッチ	3		H11

②ごみ燃料化施設

広域ブロック	名 称	処理能力 (トン/日)	施設の 種 類	稼働 開始年
山口・防府	防府市クリーンセンター 可燃ごみ施設バイオガス化施設	51.5	メタン化	H26
	山口市廃食用油リサイクルプラント	0.1	BDF化	H16
宇部・小野田	美祢市カルストクリーンセンター	28	RDF化	H11

## ③粗大ごみ処理施設

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (トン/日)	稼働 開始年
柳井	熊南総合事務組合資源活用センター	破 碎	5	H9
周南	恋路クリーンセンター	破 碎	20	H7
山口・防府	防府クリーンセンター リサイクル施設	破 碎	14	H26
宇部・小野田	宇部市リサイクルプラザ（粗大ごみライン）	破 碎	45	H7
	山陽小野田市環境衛生センター	破 碎	20	S57
下関	下関市奥山工場	破 碎	125	S55
	下関市リサイクルプラザ	破 碎	41	H15
	クリーンセンター響	破 碎	32	H30
長門・萩	長門市清掃工場	破 碎	10	H15
	萩市大井不燃物埋立処分場	破 碎	25	H元
	阿武町リサイクルセンター	破 碎	5	H7

## ④リサイクルプラザ・センター

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (トン/日)	稼働 開始年
岩国	岩国市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	59	H11
	和木町クリーンセンター	選別、圧縮・梱包	3	S46
柳井	熊南総合事務組合資源活用センター	選別、圧縮・梱包	4	H9
	周防大島町環境センター	選別、圧縮・ 梱包、破砕	8	H19
周南	周南市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	80	H23
	周南東部環境施設組合 リサイクルセンター「えこばーく」	選別、圧縮・梱包	33	H20
山口・防府	防府市クリーンセンターリサイクル施設	選別、圧縮・梱包	9	H26
	山口市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	19.5	H9
	山口市不燃物中間処理センター	選別	50	H20
宇部・小野田	宇部市リサイクルプラザ（資源ごみライン）	圧縮・梱包	25	H7
	美祢市リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	1	H12
下関	下関市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	72	H15
長門・萩	長門市リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	4.9	H13
	長門市清掃工場（リサイクル施設）	選別、圧縮・梱包	2.9	H29
	萩市リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	4.9	H9
	萩第二リサイクルセンター	圧縮・梱包	4	H20
	萩市田万川リサイクルセンター	圧縮・梱包	2.3	H8
	阿武町リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	3	H12

### ⑤その他の資源化等の施設

広域ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (トン/日)	稼働 開始年
岩国	岩国市本郷ごみ処理場	圧縮・梱包	10	S56
	和木町クリーンセンター	圧縮・梱包	3	S46
柳井	柳井市不燃物処理場手選別場	選別	2	S63
周南	周南東部環境施設組合後畑不燃物埋立処理場	選別、圧縮・梱包	38	S58
	周南市熊毛ストックヤード	選別	3	H7
	周南市鹿野空き缶プレス機	圧縮・梱包	0.5	H10
	周南市処理困難物選別施設	選別	3	H31
山口・防府	山口市小郡ストックヤード	選別、圧縮・梱包	2.4	H12
	山口市阿東クリーンセンター	選別、圧縮・梱包	1	H12
宇部・小野田	宇部市プラスチックごみ圧縮梱包施設	圧縮・梱包	13	H13
	宇部市ペットボトル圧縮梱包施設	圧縮・梱包	1.25	H10
	山陽小野田市環境衛生センター	選別、圧縮・梱包	8	H2

## 2 一般廃棄物最終処分場

### その1

広域 ブロック	市町名 一部事務組合名	名 称	全体容量 (m <sup>3</sup> )	残存容量 (m <sup>3</sup> )	埋立 開始年
岩国	岩国市	岩国市日の出町最終処分場	100,500	61,473	H14
	岩国市	岩国市玖珂不燃物処理場	9,065	5,256	S53
	岩国市	岩国市周東埋立処分場	20,400	9,363	S59
	和木町	和木町一般廃棄物最終処分場	60,000	29,356	H6
柳井	柳井市	柳井市不燃物処理場	166,087	82,507	S63
	熊南総合事務組合	資源活用センター①	19,060	10,276	S56
	熊南総合事務組合	資源活用センター②	18,893	6,280	H16
	周防大島町	周防大島町環境センター最終処分場	16,000	14,572	H20
	周防大島町	東和不燃物処理場	24,160	1,825	S55
	周防大島町	東和瓦処分場	2,470	188	H6
	周防大島町	橘不燃物処理場	2,200	228	H10

## その2

広域ブロック	市町名 一部事務組合名	名称	全体容量 (m <sup>3</sup> )	残存容量 (m <sup>3</sup> )	埋立 開始年
周南	周南市	周南市鹿野一般廃棄物最終処分場	6,840	3,548	H16
	周南市	徳山下松港新南陽N7地区 最終処分場	70,000	57,237	H26
	周南東部環境施設組合	後畑不燃物処理場（第3期）	113,922	87,177	H22
山口・ 防府	防府市	防府市一般廃棄物最終処分場	316,000	91,546	H8
	山口市	山口市神田一般廃棄物最終処分場	341,850	28,722	H3
	山口市	山口市青江一般廃棄物最終処分場	225,505	38,227	S47
	山口市	山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場	66,000	32,165	H2
	山口市	山口市岡山最終処分場	4,614	336	S42
	山口市	山口市阿東一般廃棄物最終処分場	26,000	10,438	H12
	山口市	山口市大浦一般廃棄物最終処分場	28,000	26,142	H29
宇部・ 小野田	宇部市	宇部市一般廃棄物最終処分場	131,300	72,013	H20
	山陽小野田市	山陽小野田市環境衛生センター (最終埋立処分場)	54,400	2,317	S61
	山陽小野田市	山陽小野田市環境衛生センター (一般廃棄物最終処分場)	60,000	12,229	H13
	山陽小野田市	山陽小野田市清掃工場 (山陽処分場)	38,000	9,454	H2
	美祿市	美祿市一般廃棄物最終処分場	22,000	11,163	H12
	美祿市	美祿市美東一般廃棄物最終処分場	16,000	7,590	H2
下関	下関市	吉母管理場	1,273,200	251,364	S61
	下関市	クリーンセンター響最終処分場	49,500	9,966	S63
長門・萩	長門市	長門市一般廃棄物最終処分場	13,000	7,316	H17
	萩市	大井不燃物埋立処分場	146,000	20,089	H元
	萩市	見島不燃物埋立処分場（休止中）	54,000	4,435	S50
	萩市	大島不燃物埋立処分場（休止中）	7,000	2,552	S49
	萩市	相島不燃物埋立処分場（休止中）	1,800	1,373	H3
	萩市	田万川不燃物埋立地	13,610	580	S40
	萩市	田万川一般廃棄物最終処分場	5,100	5,028	H11
	萩市	須佐一般廃棄物最終処分場	189,086	10,000	S45

注) 残存容量は、平成30年度末（2018年度末）現在



### 3 し尿処理施設

広域ブロック	名称	処理方式	処理能力(kL/日)	稼働開始年
岩国	岩国市みすみクリーンセンター	標脱	129	H21
	玖西環境衛生組合 真水苑	高負荷・膜分離	28	H15
柳井	周東環境衛生組合衛生センター	標脱	120	S57
	周防大島町衛生センター	標脱	40	S60
	周防大島町情島衛生センター	高負荷	0.3	S63
	祝島し尿処理場	高負荷・膜分離	1	H8
周南	下松市衛生センター	下水投入・一次処理	30	S59
	光市深山浄苑	嫌気・好気・高負荷・膜分離	38	H11
山口・防府	防府市クリーンセンターし尿処理場	標脱	165	H6
	山口市環境センター	下水投入	525	S56
宇部・小野田	宇部市環境保全センターし尿処理場	好希釈・下水投入	150	S60
	山陽小野田市小野田浄化センター	高負荷	90	H元
	美祢市衛生センター	標脱	34	S63
下関	下関市環境部彦島工場	好希釈・下水投入	198	H19
長門・萩	萩第二浄化センター	標脱・下水投入	55	H10
	萩市見島し尿処理場	高負荷	3	H16

※処理方式  
 嫌気：嫌気性消化・活性汚泥処理方式  
 好気：好気性消化・活性汚泥処理方式  
 好希釈：好気性処理のうち、希釈ばっ気・活性汚泥処理方式  
 標脱：標準脱窒素処理方式（旧低二段）  
 高負荷：高負荷脱窒素処理方式  
 膜分離：膜分離処理方式  
 下水投入：下水投入方式  
 一次処理：一次処理後に下水道に放流

### 4 コミュニティプラント

広域ブロック	名称	処理方式	処理能力(kL/日)	稼働開始年
宇部・小野田	秋吉地域し尿処理施設	長時間ばっ気	1,320	S48

## 5 一般廃棄物処理施設（許可対象：廃棄物処理法第8条）の設置状況（市町以外が設置したもの）

施設の種類	ごみ処理施設						し尿処理施設	最終処分場	合計
	焼却施設	破碎施設	圧縮施設	堆肥化施設	その他	小計			
岩国		3				3	2		5
柳井						0			0
周南	7	12	4	2	13	38	7		45
山口・防府		3	2	1	22	28			28
宇部・小野田	7	15	4	2	3	31	2	2	35
下関		1	2		1	4			4
長門・萩	1	4	1		4	10	2		12
合計	15	38	13	5	43	114	13	2	129

## 6 廃棄物処理法第15条の2の5の規定に基づく届出施設

施設の種類	産業廃棄物処理施設							合計
	廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類の焼却施設	木くずの破碎施設	がれき類の破碎施設	紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、獣畜若しくは食鳥に係る固形状の不要物又は動物の死体の焼却施設			
岩国	1		4					5
柳井			2					2
周南			4		1			5
山口・防府	2		7	1				10
宇部・小野田	2		5	3				10
下関							1	1
長門・萩			3					3
合計	5	0	25	4	1		1	36

注) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を当該施設で処理する場合において、あらかじめ廃棄物処理法第15条の2の5に基づき届出があったもの。